

近年の土砂災害の実態と課題

避難勧告の早期発令・ 確実な伝達

災害発生前に避難勧告の発令が少ない

避難勧告等の発令基準が定性的など不十分

避難場所の 安全性確保

避難場所が土砂災害によって被災

災害時要援護者の 警戒避難体制の整備

災害時要援護者の被災比率が高い

住民への周知・啓発

避難勧告等を発令しても避難しない

基本指針の主な変更点

現指針に箱書きの内容を追記

一 土砂災害防止法に基づき行なわれる土砂災害防止のための対策に関する基本的な事項

1 土砂災害防止対策基本方針の位置付け

平成16、17年にも、土砂災害による甚大な被害が多発（土砂災害の実態と課題）

2 行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」とか相乗的に働く社会システムの構築

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 総合的かつ計画的な調査の実施

2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査

3 警戒避難体制等に関する調査

(1) 土砂災害に対する避難勧告等に関する調査

土砂災害警戒情報等土砂災害発生予測に関する情報、避難勧告等の発令基準に関する調査を行う

(2) 情報の伝達に関する調査

災害時要援護者関連施設への情報伝達体制の整備状況に関する調査を行う

(3) ハザードマップに関する調査

避難路、避難場所等の設定状況、避難場所の建築物の構造等の調査を行う

三 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

土砂災害警戒区域等を可及的速やかに指定することが重要である（指定の促進）

四 土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行なわれる土砂災害防止のための対策に関し指針となるべき事項

1 法第七条の警戒避難体制の整備等について指針となるべき事項

土砂災害警戒情報、土砂災害の前兆現象を避難勧告等の判断にあたり活用できることが望ましい

都道府県は市町村や住民に対して土砂災害警戒情報の伝達に努める

市町村防災会議等は災害時要援護者の避難支援体制を定めることが望ましい

市町村防災会議等は避難場所等の設定を行う際に、土砂災害に対する安全性確保に十分配慮する

市町村は災害時要援護者を含む住民への情報伝達体制の整備に努める

ハザードマップの周知には住民の理解と関心を深めるための説明会を開催する等工夫を行うことが望ましい

都道府県と市町村は協力して、住民を啓発するため防災訓練・防災教育等の実施に努める